

中国最新法令 < 速報 >

※月2回発行

2024年4月12日号(No.420)

I. 重要法令等の解説

- 「消費者権益保護法実施条例」
- 「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」
- 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）」
「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：康 石

II. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「消費者権益保護法実施条例」¹

国務院 2024年3月15日公布、2024年7月1日施行

執筆担当：張 雪駿、水本 真矢

国務院は、今年の「3・15 消費者権益保護日」にあわせて、「消費者権益保護法実施条例」（以下「本条例」という。）を公布した。本条例は、「消費者権益保護法」の関連行政法規であり、近年商取引の主流となった電子商取引に関する問題やその他新たに現れた消費者権益保護に関する問題点を中心に規制を設けている。中でも、以下の規定が注目される。

- 利用者評価の捏造の禁止
- 消費者毎に異なる価格を提供することに関する規制
- 自動更新・自動支払で提供するサービスに関する注意喚起
- 返品制限の規制
- 前払取引の規制

本条例は、2024年7月1日より施行される。中国でB to C取引を営む企業は、本条例の内容をチェックして、取引方法、消費者対応等コンプライアンスの見直しが必要である。

(1) 電子商取引の実務を考慮した規制

本条例では、電子商取引を中心に生じている問題点に対応し、以下の規制が定められた。

- ・ 経営者は、消費者に対して、分かりやすい方法で、全面的に、商品又はサービスに関する真実の情報を提供し、また、経営者の資格、受賞状況、経営データ等の偽造又は利用者評価の捏造、隠蔽等の虚偽宣伝をしてはならない（9条1項）。
- ・ 経営者は、同等の条件で提供する同一の商品又はサービスについて、消費者の知

¹ 原文「消费者权益保护法实施条例」

中国最新法令〈速報〉

らないところで、消費者毎に異なる価格を提供してはならない²（9条2項）。

- ・ 経営者は、自動更新（原文：自动展期）、自動支払（原文：自动续费）等の方式で提供するサービスについて、①消費者がサービスを受ける前、及び②自動更新又は自動支払等の期日までに、目立つ方法で消費者に自動更新・自動支払についての注意喚起をしなければならない（10条2項）。
- ・ 経営者は、ネットワーク等の方式で商品又はサービスを提供する場合、ビデオ画面等において、目立つ方法でその正確な名称等を記載しなければならず、実際に商品等の提供者がネットワーク等を通じて商品等の情報を提供する者と異なる場合³、商品等を提供する当該経営者の名称、住所、連絡方式等を提供しなければならない（13条2項）。

(2) 返品制限の規制

「消費者権益保護法」25条では、ネットワーク等の方式で商品を販売する場合、消費者が特注したもの等を除き、消費者は、商品を受領してから7日間は理由を説明することなく返品する権利を有するとされている。また、「ネット購入商品7日間理由不問返品暫定規則」7条によれば、一度開封すると商品の品質が変わりやすい商品等について、消費者が購入時に同意した場合は、7日間の理由不問返品権を与えなくてよいとされている。しかし、実務上は、これらの規定で認められていない商品についても7日間の理由不問返品権を与えないことを約款等に入れ、かつ、当該約款等の規定をもって消費者の黙認同意を取るといったことが行われている。

本条例は、上記の実務に対処するため、ネットワーク等の方式で商品を販売する場合、経営者は、無断で7日間の理由不問返品権を与えない範囲を拡大してはならない（19条1項）とした。また、7日間の理由不問返品権を与えない商品については、購入時に目立つ方法で記載し、消費者の確認を求め、消費者の黙示の同意に基づき7日間の理由不問返品権を与えないことは認められないとしている（19条2項）。

(3) 前払取引の規制

ジムや美容院等の経営者が、長期又は多数回のサービスに関する料金を前払いで徴収することが多く行われているが、その後サービスの内容を変更し、又は、店舗等を閉鎖又は移転して前払金を返金しないといったことが行われている。

この点について、本条例は、以下の規制を定めた。

- ・ 経営者は営業停止又はサービス提供場所の移転等を行う場合、30日間前までにその経営場所やウェブサイト等の目立つ場所において、有効な連絡手段等を公表し

² これに関連して、「個人情報保護法」24条では、個人情報を利用して意思決定を促す場合、意思決定の透明性及び結果の公平性・公正性を保証し、個人に対して取引価格等の取引条件の面で不合理な差別的待遇をしてはならないとされている。

また、「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」17条によれば、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、取引条件が同一の取引相手に対して、ビッグデータ及びアルゴリズムに基づいて、取引相手の支払能力、消費嗜好傾向、習慣等に基づいて、差別的な取引価格その他の取引条件により取引を実施した場合は、「独占禁止法」上の差別的取扱行為に該当し得る。

³ インフルエンサーが商品・サービスの宣伝を行う場合等が念頭に置かれていると思われる。

中国最新法令〈速報〉

なければならない(21条)。

- ・ 前払で商品又はサービスを提供する場合、消費者との書面の契約において、商品又はサービスの詳細内容、価格、前払金の返金方式、違約責任等を約定しなければならない(22条1項)。
- ・ 前払金を受け取った後、約定された商品又はサービスを提供し、その内容を変更又は価格を上げてはならず、これらに違反した場合、消費者の要求に基づき、従来の約定の履行又は前払金の返金をしなければならない(22条2項)。
- ・ 経営者に重大な経営リスクが生じ、契約約定又は取引慣習とおり商品又はサービスの正常提供に影響を及ぼす可能性がある場合、前払金の受取を停止し、営業停止又はサービス提供場所の移転等を行う場合、21条に定める連絡手段等の公表のほか、消費者の要求に応じて、商品又はサービスの提供を継続し、又は前払金の残高を返金しなければならない(22条3項)。

(4) 消費者による懲罰的賠償請求の規制

「消費者権益保護法」55条1項では、経営者の詐欺行為に対して、消費者は商品又はサービス代金の3倍の懲罰的賠償を請求できるとされている。

本条例は、懲罰的賠償の適用に関する裁判実務⁴及びその他関連法令の規定⁵を参考としつつ、商品又はサービスのラベル、説明書、宣伝資料等における、商品又はサービスの品質に影響せず、かつ消費者の誤解を招くことがない瑕疵については、懲罰的賠償を適用しないことを明確にした(49条1項)。

また、本条例は、消費者による権益保護行為は、法に従い、理性的に行われるべきことに言及しつつ(30条)、商品又はサービスの入れ替え、生産日付の改ざん、事実の捏造等をして、経営者から懲罰的賠償を騙し取り又は脅す行為に対して、懲罰的賠償を適用しないほか、行政又は刑事責任を追及することを明確にした(49条2項)。

(5) その他

上記のほか、本条例は、景品の品質保障責任(7条2項)、強制的取引の禁止(11条)、ライブ配信販売プラットフォーム経営者の情報提供義務(14条2項)、高齢者及び未成年者の保護(15条、16条)、消費者協会等組織による権益保護行為(34条ないし41条)、行政部門によるクレーム処理手続き及び期限(46条)等に関する規定を設けている。また、経営者が本条例に定める義務に違反する場合の罰則も設けている⁶。

⁴ 例えば、洋服のラベルに記載不備があった事件において、裁判所は、ラベルの瑕疵が商品自体の品質に影響せず、かつ商品自体の品質に問題があることを示す証拠がないことを理由に、懲罰的賠償の適用を否定した((2022)粵0192民初3763号)。

⁵ 「食品安全法」148条2項は、食品安全標準に合致しない食品に関する代金の10倍の懲罰的賠償について、食品のラベルや説明書における、食品の安全性に影響せず、かつ消費者の誤解を招くことがない瑕疵については、懲罰的賠償は適用しないと定めている。

⁶ 例えば、経営者が本条例20条に違反して、敷金の返金に不合理な条件を設定した場合、市場監督管理部門等の行政部門が是正を命じ、情状に基づき警告、違法所得の没収、違法所得の同額以上5倍以下

中国最新法令〈速報〉

(全 53 条)

2. 「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」⁷

国家インターネット情報弁公室 2024 年 3 月 22 日公布、同日施行

執筆担当：崔 俊、塩崎 耕平、青山 慎一

国家インターネット情報弁公室は、2024 年 3 月 22 日付けで、「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」を公布した。同規定は、昨年 9 月 28 日に意見募集稿として公表され⁸、意見募集を通じて寄せられた意見や更なる審議等を踏まえ、正式に公布されたものである。

この規定は、意見募集稿における重要データに関する取扱いや自由貿易試験区ネガティブリスト制度等の内容を踏襲している一方で、安全評価への合格、認証の取得又は標準契約の締結が不要となる場面、安全評価の申告が必要な条件や安全評価の結果の有効期限等を変更している。なお、同規定については、2024 年 3 月 22 日に、国家インターネット情報弁公室の関連責任者による記者会見⁹（以下「本記者会見」という。）も行われ、個人情報の量に係る計算基準、既に実施されている手続きの取扱い等、実務的に関心の高い内容について解説が行われた。

「個人情報保護法」上、個人情報を域外移転するにあたっては、安全評価への合格、認証の取得又は標準契約の締結等の条件（以下「域外移転前提条件」という。）のいずれかを満たす必要がある。国家インターネット情報弁公室（以下「ネット情報弁公室」という。）は、2022 年 7 月から立て続けに「データ域外移転安全評価規則」¹⁰（以下「評価規則」という。）、「個人情報保護認証実施規則」¹¹、「個人情報域外移転標準契約規則」（以下「標準契約規則」という。）を公布し、域外移転前提条件に関する規定を整備してきた。これらの域外移転前提条件のうち、評価規則に基づきデータ域外移転安全評価¹²が要求される場合を除いては、個人情報移転標準契約の締結¹³により対応しようとする考え方が実務上では一般的となっている¹⁴。

の過料に単独で又は併せて処することができ、違法所得がないときは 30 万元以下の過料に処することができること、情状が重いときは、業務停止を命じ、又は営業許可書を取り消すことができる（50 条 1 項）。

⁷ 原文「促进和规范数据跨境流动规定」

⁸ [本ニュースレターNo.409（2023 年 10 月 27 日発行）](#) をご参照。

⁹ 記者会見：https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611649184.htm

¹⁰ [本ニュースレターNo.381（2022 年 8 月 12 日発行）](#) をご参照。

¹¹ [本ニュースレターNo.389（2022 年 12 月 9 日発行）](#) をご参照。

¹² 例えば、北京インターネット情報弁公室は、データ域外移転安全評価に合格した事例として、首都医科大学付属北京友誼病院及び中国国際航空株式会社の情報を開示している。
(http://kw.beijing.gov.cn/art/2023/1/31/art_9664_639014.html)。

¹³ 例えば、北京インターネット情報弁公室は、個人情報の域外移転に関する標準契約の届出に合格した事例として、北京德易信息技术と香港ノバルティス誠信が個人情報の域外移転に関する標準契約書を締結した事例を公表している (<https://open.beijing.gov.cn/html/kfdt/sddt/2023/6/1688089710672.html>)。

¹⁴ なお、個人情報保護法においては、域外移転前提条件として、データ域外移転安全評価及び標準契約の締結の他に、専門機構による個人情報保護に係る認証の取得も規定されている。かかる認証の全国初の取得事例として、2023 年 12 月、『マカオ科学技術大学科学研究データ越境流動管理システム』に基づく科学研究業務および管理業務に関わる個人情報取扱活動プロジェクトがある。

中国最新法令 < 速報 >

そして、今回公布された「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」（以下「本規定」という。）は、域外移転規制を緩和する方向の内容となっており、域外移転前提条件の履行の観点から実務的なインパクトが大きいと考えられる。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 域外移転前提条件の充足が不要とされる事由の列挙

本規定は、個人情報の域外移転にあたって、域外移転前提条件の充足を不要とする事由を以下のとおり列挙した（3条、4条、5条1項各号）。なお、下記3ないし6は、5条2項において、「域外に提供する個人情報には、重要データ¹⁵を含めない」旨が定められており、これらの事由は個人情報の移転の場合に限定されている点に留意が必要である。

1. 国際貿易、越境輸送、学術協力、国を跨ぐ生産製造及びマーケティング等の行為の中で収集し及び生成されたデータを域外に提供する場合において、個人情報又は重要データが含まれないとき（3条）
2. データ取扱者が域外で収集及び生成された個人情報を域内に伝送して処理した後、域外に提供する場合において、取扱過程で域内の個人情報又は重要データを取り入れていないとき（4条）
3. 個人を一方の当事者とする契約、例えば越境ショッピング、越境配達、越境送金、越境決済、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、試験サービス等の契約を締結し、履行するために、確かに域外に個人情報を提供する必要があるとき（5条1項1号）
4. 法により定められた労働規則制度及び法により締結された集団契約に従い越境人材資源管理を実施するにあたり、確かに域外に従業員の個人情報を提供する必要があるとき（5条1項2号）
5. 緊急の状況において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、確かに域外に個人情報を提供する必要があるとき（5条1項3号）
6. 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年1月1日以降に累計10万人分未満の個人情報（機微な個人情報を含まない。）を域外に提供するとき（5条1項4号）

これらの事由のうち、特に実務的にインパクトが大きいものは上記4（従業員の個人情報管理の場合）及び6（提供する個人情報が10万人分未満の場合）と考えられる。

上記4により、グローバル企業が、中国関連会社の従業員の個人情報を国外のグループ会社と共有する場合においては、域外移転前提条件を充足する必要がないこと

¹⁵ 評価規則は、「重要データとは、ひとたび改竄、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用等に遭うと、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等がおびやかされる可能性のあるデータをいう。」と定義している。

中国最新法令 < 速報 >

になる¹⁶。但し、「法により定められた労働規則制度及び法により締結された集団契約に従う」ことが条件となっているため、従業員の個人情報の域外移転について規定した就業規則等の整備が必要である。

次に、上記6により、域外に移転する個人情報が10万人分未満の重要情報インフラ運営者以外の企業においては域外移転前提条件の充足が不要となる。例えば、B to B 企業において、域外移転する個人情報が、機微な個人情報を含まない場合であって、取引先の担当者等の個人情報のみであり、かつ上記の数量基準を満たすときは、域外移転前提条件の充足が不要となる。

(2) データ域外移転安全評価の申告が必要となる場合及び評価結果の有効期間

本規定では、データ域外移転安全評価の申告基準を新たに定めており（7条）、かかる申告基準は次のとおりである。

1. 重要情報インフラ運営者が域外に個人情報又は重要データを提供するとき
2. 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が域外に重要データを提供するとき
3. 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年1月1日以降に累計100万人分以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）を域外に提供するとき
4. 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年1月1日以降に累計1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供するとき

そして、本規定13条では、評価規則等の関連規定が本規定と一致しない場合には、本規定に従うとされている。評価規則における基準から、本規定でどのような変更がなされたかを下表に整理しているが、顕著な変更としては、「前年」からの実績値から「当年」の実績値に変更されていること、100万人分以上の個人情報を取り扱う者に対する安全評価の申告要求がなくなったことが挙げられる。

	評価規則4条	本規定7条
データ取扱者・重要情報インフラ運営者共通	国のネットワーク情報部門が定めるデータ域外移転安全評価の申告を必要とするその他の状況	なし
データ取扱者	「前年」1月1日以降に累計「10」万人分の個人情報を域外に提供した者	「当年」1月1日以降に累計「100」万人分以上の個人情報を域外に提供した者 ¹⁷
	「前年」1月1日以降に累計1万人分の機微な個人情報を域外に提供した者	「当年」1月1日以降に累計1万人分以上の機微な個人情報を域外に提供した者
	100万人分以上の個人情報を取り扱う者（評価規則4条）	なし
	重要データの域外移転の場合	重要データの域外移転の場合

¹⁶ 2024年3月19日に公布した、國務院の「高水準な対外開放の着実な推進並びに外資のより強力な誘致及び利用に関する行動計画」では、外商投資企業と本部とのデータ流動を支持する旨が定められており（17条）、本条の趣旨に合致するものと考えられる。

¹⁷ 本記者会見によれば、計算周期は当年1月1日から安全評価の申告日までとされており、数量のカウント方法としては、自然人を単位に（人数でカウント）、同一人物が重複する場合は重複するものは人数に含めずにカウントする（1人が複数回提供されても1人分とカウントする）とのことである。

中国最新法令 < 速報 >

重要情報インフラ運営者	域外に個人情報を提供するとき	域外に個人情報又は「重要データ」を提供するとき
-------------	----------------	-------------------------

なお、本規定3条、4条、5条、6条に定める域外移転前提条件の充足を不要とする事由に該当する場合は、その定めに従うとされている（7条2項）。

さらに、データ域外移転安全評価の合格の結果の有効期間は評価結果の発行日から3年とされている。有効期間の満了にあたり、データの域外移転行為の実施を継続する必要があり、かつデータ域外移転安全評価を改めて申告する必要が生じていない場合には、データ取扱者は、有効期間満了の60業務日前までに所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて国のネットワーク情報部門に対し評価結果の有効期間の延長申請を提出することができ、国のネットワーク情報部門の承認を得たときは、評価結果の有効期間をさらに3年間延長することができる（9条）。

(3) 認証の取得又は標準契約の締結が必要な場合

本規定では、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年1月1日以降に累計10万人分以上100万人分未満の個人情報（機微な個人情報を含まない。）又は1万人分未満の機微な個人情報を域外に提供する場合には、法により域外受領者と個人情報域外移転標準契約を締結するか、又は個人情報保護認証に合格しなければならないとされている（8条）。

なお、上述の安全評価の申告基準を判断する場合と同様に、本規定3条、4条、5条、6条に定める状況に該当する場合は、その定めに従うとされている（8条2項）。

(4) 重要データ該当性に関する判断方法

「データ安全法」¹⁸において重要データを域外移転するためには安全評価に合格する必要があるとされている。しかし、現段階では、自動車業界を除き¹⁹、各地区／部門による関連業種、分野の重要データ目録がまだ制定されていない²⁰。そのため、企業にとっては、取り扱うデータが重要データに該当するかどうか不明確であり、重要データの域外移転について現時点で対応が必要かが不透明であることを実務において指摘されることがあった。

この点について、本規定では、①データ取扱者は、関連規定に従い重要データを識別し、申告しなければならないこと、②関連部門又は地域から重要データとして告知又は公開発表されていない場合には、データ取扱者は、重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要はないことを規定している（2条）。現時点では、「関連

¹⁸ [本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）](#)をご参照。

¹⁹ 2021年10月1日に施行された「自動車データ安全管理若干規定（試行）」（[本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）](#)）においては自動車業界における重要データの具体的な内容を規定している。

²⁰ 2017年8月30日に公表された「情報安全技術 データ国外移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）」の付録Aにおいては、重要データの定義及び各分野主管部門の関連規定に基づき、各業種（分野）の重要データの範囲が示されていたが、この意見募集稿はその後正式に公布・施行されるに至っていない。

中国最新法令〈速報〉

規定」が公布されておらず、詳細は「関連規定」の公布を待つ必要がある。現時点では、本規定 2 条に基づき、重要データとして告知されていない場合、又は取り扱うデータが公開されている重要データ目録の範囲に含まれていない場合には、重要データとしてデータ域外移転安全評価申告を行う必要がないと考えてよいと思われる。

(5) 自由貿易試験区ネガティブリスト制度に関する規定

本規定では、初めて「ネガティブリスト制度」に関する規定が設けられた²¹。自由貿易試験区は、国のデータ類別級別保護制度の枠組みの下で、区内のデータ域外移転安全評価、個人情報域外移転標準契約、個人情報保護認証による管理の範囲に組み込む必要があるデータリスト（以下「ネガティブリスト」という。）を自ら定め、省級ネットワーク安全情報化委員会の承認を得た後に、国のネットワーク情報部門、国のデータ管理部門に届け出ることができる²²とされている。そして、ネガティブリストに掲載されていないデータを域外に提供する場合には、データ域外移転安全評価の申告、個人情報域外移転標準契約の締結、個人情報保護認証への合格を免除することができるという制度である²²（6 条）。但し、「ネガティブリスト制度」が具体的にどのように実施されるかについては、その制定及び運用を待つ必要がある。

(6) 今後の対応

本規定については、中国当局が、個人情報の域外移転規制に関し、企業（及び当局）の負担を軽減しようとする傾向がうかがえる。そのため、企業にとっては、まず本規定における免除規定が適用される事由が存在するかについて検証し、その上で対応を検討する必要がある。

また、本記者会見によれば、本規定が施行される前にデータ域外移転安全評価に合格したデータ域外移転活動については、申告事項に基づいて域外移転活動を継続することができ、本規定が施行される前にデータ域外移転安全評価を申告し、又は個人情報域外移転標準契約の届出手続きを実施した場合において、本規定における免除規定に該当するときは、元の手続きを引き続き実施することも、当局に対して申告や届出手続きを撤回することも可能であるとのことである。

（全 14 条）

²¹ 「深センにおける中国の特色ある社会主義先行モデル区の建設における市場参入の若干の特別措置の緩和に関する意見」で、国家及び業界データ域外移転安全管理制度枠組において、データ越境移転安全管理試行の実施を奨励することが提起されていた。原本「国家发展改革委 商务部关于深圳建设中国特色社会主义先行示范区放宽市场准入若干特别措施的意见」https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/26/content_5670555.htm をご参照。

²² 2023 年 7 月 25 日公布された「國務院による外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」（以下「本意見」という。）の五の 14 条では、ネットワーク安全、個人情報保護法等の法律における要求事項を実施し、条件を満たす外商投資企業に対して、「優遇措置」を設け、重要データ及び個人情報域外移転安全評価を効率的に実施すること、北京、天津、上海等の地域を支援し、データ域外移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報域外移転標準契約等を実施する際、自由に移動可能なデータの一般リストの作成を模索することが記載されている。本規定の「ネガティブリスト制度」は、本意見の趣旨に合致するものであり、「優遇措置」の一つと考えられる。本意見については、[本ニュースレターNo.405（2023年9月8日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

3. 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）」及び「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」²³

国家インターネット情報弁公室 2024年3月22日公布、同日施行

執筆担当：呉 馳、塩崎 耕平、青山 慎一

国家インターネット情報弁公室は、2024年3月22日付けで、上記の「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」と同時に、「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）」及び「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」を公布した。

両ガイドラインの第二版は、第一版における実務経験を踏まえて、データ域外移転安全評価申告及び個人情報域外移転標準契約届出について、一定の場合にオンライン申請を認めるとともに、データ域外移転安全評価申告及び個人情報域外移転標準契約届出に関する提出資料を簡素化・アップデートした。特に、「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）」の付属文書である自己評価報告雛形では、個人情報保護法13条1項2号から7号までに定める状況（同意取得不要の状況）に該当する場合、域外移転にあたり個人の同意は取得不要と規定し、これまで実務上議論があった個別同意の取得要否に関し明確化が行われたため、企業にとっての負担が軽減されることが期待される。

2024年3月22日付けで公布された「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）」（以下「安全評価ガイドライン」という。）及び「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）」（以下「SCC届出ガイドライン」といい、安全評価ガイドラインと合わせて「両ガイドライン」と総称する。）に関する第一版からの主要な変更は、以下のとおりである。

(1) 適用範囲の追加

両ガイドラインの適用範囲は、上記2.の「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」（以下「データ越境規定」という）に基づきデータ域外移転安全評価の申告、認証の取得、又は標準契約の締結が必要となる場合と一致している（安全評価ガイドライン1条、SCC届出ガイドライン1条。上記2.の(2)及び(3)をご参照。）。

また、両ガイドラインでは、データの域外移転行為の範囲が変更されており、従来の「中国域内のデータの域外への直接伝送」及び「中国域内のデータの域外からのアクセス」に加えて、「個人情報保護法3条2項²⁴の状況に合致する、中国域内の自然人の個人情報を域外で取り扱う等のその他のデータ取扱行為」が新たに追加された。

²³ 原文「数据出境安全评估申报指南（第二版）」、「个人信息出境标准合同备案指南（第二版）」

²⁴ 中国国外における、中国国内の自然人の個人情報の取扱行為が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合にも、本法を適用する。

- (1) 国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするとき
- (2) 国内の自然人の行為を分析し、評価するとき
- (3) 法律、行政法規に定めるその他の事由

中国最新法令 < 速報 >

ただし、この場合、中国国内の自然人の個人情報を取扱う域外の者は、個人情報取扱者であると同時に、域外受領者でもあるため、個人情報域外移転標準契約をどのように締結するのかという点や、申告手続をどうやって行うのか等の問題が生じるが、現時点において対応方法等は明確に示されていない。

(2) 安全評価及び個人情報域外移転標準契約届出の提出方法

両ガイドラインによると、安全評価申告及び個人情報域外移転標準契約届出は、原則としてデータ域外移転申告システムを通じて、オンラインで資料を提出することになり、紙の資料を提出する必要がなくなる。他方、重要情報インフラ運営者等の場合は、上記のオンラインによる手続を利用できず、これまでとおりオフラインで資料を提出する必要がある。

オンライン提出とオフライン提出に関しては、下表のような差異がある。

	オフライン提出	オンライン提出
適用主体	重要情報インフラ運営者である場合 その他オンライン提出に適しない場合	左記以外の場合
適用手続	上記主体による安全評価申告	左記以外の安全評価申告 個人情報域外移転標準契約届出 個人情報保護認証
提出ルート	所在地の省レベルの当局を通じて国レベルの当局に申告	データ域外移転申告システム https://sjcj.cac.gov.cn 個人情報保護認証管理システム https://data.isccc.gov.cn

なお、すでにオフラインで安全評価申告及び個人情報域外移転標準契約届出を行った場合、当該申告システムにおいて再度提出する必要はない。

(3) 両ガイドラインの付属文書の内容の修正

安全評価申告及び個人情報域外移転標準契約届出に関する提出資料について規定する両ガイドラインの付属文書に関する主要な修正点は以下のとおりである。なお、SCC 届出ガイドラインの付属文書である標準契約雛形は特段修正されていない。

①安全評価申告表（安全評価ガイドラインの付属文書）

- ✓ データ移転や域外受領者等の状況を場面ごとに項目を分けて記述できるように、表の内容が調整されている。同一処理者は、複数の場面で越境移転を行う際に、実際に申告する域外移転場面の数に基づき、1つの申告表において項目を増やすことができ、複数の申告表を作成する必要はない。
- ✓ 域外受領者の数が多く、範囲が不確定であり、逐一列挙することができない場合には、集計データを記載してよく、逐一列挙する必要はない。ただし、どのような集計データで足りるかは明確に示されていない。

中国最新法令 < 速報 >

②自己評価報告雛形（安全評価ガイドラインの付属文書）

- ✓ 個人情報の域外移転を伴う場合には、原則として、個人情報保護法 39 条²⁵に定める告知義務及び個人の個別同意の取得等の履行状況についての説明及びそれを裏付ける資料を提供する必要がある。ただし、個人情報保護法 13 条 1 項 2 号から 7 号までに定める状況²⁶に該当する場合、個人の同意を取得する必要はないという内容が新たに追加された。これにより、企業にとっての負担が軽減されると予想される。
- ✓ 域外受領者の所在する国又は地域のデータ安全保護政策法規等の状況という項目が削除された。
- ✓ 実務上、個人情報取扱者にとって負担が大きい、域内外において保存に使用されるシステムプラットフォームやデータセンター（クラウドサービスを含む）等の状況という項目は残された。

③影響評価報告雛形（SCC 届出ガイドラインの付属文書）

- ✓ 「個人情報域外移転標準契約規則」では要求されていない内容であった、個人情報取扱者の個人情報保護能力という評価項目が削除された。
- ✓ 影響評価報告雛形上は、域外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策法規の状況の記載は、上記②の自己評価報告雛形と同様に削除された。しかし、標準契約雛形 4 条は同事項を評価して記録する義務を引き続き規定しているため、標準契約を締結する場合、個人情報取扱者は標準契約に基づきかかる義務を負うことになると考えられる。

（安全評価ガイドライン全 4 条、SCC 届出ガイドライン全 4 条）

II. その他の法令等一覧

2024 年 2 月 19 日から 2024 年 3 月 25 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

²⁵ 個人情報取扱者は、中国国外に個人情報を提供する場合、個人に対し、国外の受領者の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人が国外の受領者に対し本法に定める権利を行使する方法及び手続等の事項を告知し、かつ個人の個別の同意を取得しなければならない。

²⁶ 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、個人情報取扱者は、個人情報を取り扱うことができる。

- (1) 個人の同意を取得しているとき
- (2) 個人を当事者の一方とする契約の締結、履行のために必要であるとき、又は法に従い制定された労働規則制度及び法に従い締結された集団契約に従い人材資源管理を実施するために必要であるとき
- (3) 法定の職責又は法定の義務の履行のために必要であるとき
- (4) 突発的公衆衛生事象に対応するため、又は緊急の場合において自然人の生命健康及び財産の安全を保護するために必要であるとき
- (5) 公共の利益のためニュース報道や世論による監督等の行為を実施するにあたり、合理的な範囲内で個人情報を取り扱うとき
- (6) 個人が自ら公開した個人情報又はその他のすでに合法的に公開されている個人情報を本法の規定に従い合理的な範囲内で取り扱うとき
- (7) 法律、行政法規に定めるその他の事由

中国最新法令 < 速報 >

1. 「**国務院による工業製品生産許可証管理目録の調整及び審査認可の改善に関する決定（意見募集稿）**」
（原文：市場監管总局关于公开征求《国务院关于调整工业产品生产许可证管理目录和完善审批方式的决定（征求意见稿）》意见的公告）
（国家市場監督管理総局、2024年3月20日公布、意見募集期間2024年4月3日まで）
2. 「**節水条例**」
（原文：节约用水条例）
（国務院、2024年3月9日公布、2024年5月1日施行）

セミナー情報

- セミナー 『《日系企業が押さえておくべき》中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』
開催日時 2024年5月8日（水）14:00～17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「中国会社法改正の解説②」
掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.3
著者 鈴木 幹太、上村 莉愛、柴 巍、崔 俊、張 超（共著）

NEWS

- **岡田 翔太 弁護士が入所しました**
岡田 翔太 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、検事の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳細な情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。
- **陳 佳茵 弁護士が入所しました**
（陳 佳茵 弁護士からのご挨拶）
拝啓
皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、陳 佳茵（チン・ジャイン）と申します。

台湾弁護士（律師）試験に合格後、台湾の理律法律事務所（Lee and Li, Attorneys-at-Law）の日本部にて約3年間執務し、グローバル企業のM&A、コンプライアンス、一般企業法務、外国企業による再生エネルギー事業への

中国最新法令 < 速報 >

投資・開発案件に取り組んで参りました。2021年に東京大学大学院法学政治学研究科に入学し、会社法・金融商品取引法等の分野を中心に学び、修士課程修了後、当事務所に入所することになりました。

今後は、これまでの経験を活かし、より専門性を深め、ご依頼をいただくクライアントの皆様のお役に立てるよう努力邁進して参る所存でございます。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

4月吉日

台湾弁護士（律師） 陳 佳茵

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太
五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com